

# 福島県相馬市の 子どもたちに 支援の手を!!



相馬市では、3月11日に発生した東日本大震災を乗り越えて、子どもたちにたくましく成長してもらうことを目的として、9月議会において相馬市教育復興子育て基金条例が制定されました。

大震災で親を亡くした51名もの孤児や家を失った子どもたちの生活・学業を支援するため、趣旨をご理解いただき、皆様の温かいご支援をよろしくお願いいたします！

なお、この基金への寄附は  
ふるさと寄附金として取り扱われ、  
税制上の優遇措置を受けること  
ができます（詳細は裏面をご覧ください）。

# 相馬市教育復興子育て基金

基金への支援方法及び詳細は下記の通りとなります。

## 【口座振替】

名称 : 相馬市教育復興子育て基金  
口座番号 : 東邦銀行 相馬支店 普通口座 1043414  
口座名義 : ソウマシキヨウイクフツコウコソダテシエンキン  
※御氏名、電話番号を必ずご記入ください。

優遇措置 : ふるさと寄附金として取り扱われ、税制上の優遇措置を受けることができます。

必要書類 : 上記措置を受ける場合は、相馬市指定の「ふるさと寄附金」申出書に必要事項をご記入ください。申出書は相馬市HPからダウンロードが可能です。  
(提出方法は、郵送・FAX・電子メールいずれでも可)

### 【個人からの寄附金の税控除】

個人からの寄附金のうち、5千円を超える部分について、一定額を限度に所得税と個人住民税から控除されます。

控除を受けるためには、確定申告またはお住まいの市区町村への申告が必要となります。申告をされる際には、寄附先の都道府県や市区町村が発行する受領書などの証明書が必要となります。

#### ○控除対象者

個人住民税の納税義務のある方

#### ○控除対象寄附金

寄附金のうち、5千円を超える部分（個人住民税所得割の1割を上限）

### 【相続・法人からの寄附】

相続した財産を申告期限までにご寄附いただいた場合は、寄附金相当額に対する相続税は、非課税となります。

法人のご寄附は、寄附金相当額が損金扱いとなります。

**問合せ先:相馬市企画政策課** (電話:0244-37-2132)

電子メール: [k-kikaku@city.soma.fukushima.jp](mailto:k-kikaku@city.soma.fukushima.jp)

Q:なぜ、相馬市への支援なのですか？

A:このプロジェクトの支援により他の被災各自治体へも子ども達への支援の輪が広がり、良くなればとの思いからです。

